

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的向上を図るためには、経営の意思決定を迅速にし、企業としての機動力、透明性を高めることが必要不可欠であると認識しております。  
この基本的認識に基づき、意思決定を瞬時に浸透させるためのフラットな組織作りと経営監督機能の強化に努めると同時に、コンプライアンス体制の構築及びディスクロージャーの充実に積極的に取組む所存であります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、意志決定過程の合理性の確保と、ステークホルダーを適切につなぐ体制の構築が必要不可欠であると認識しており、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則を遵守いたします。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ユニグループ・ホールディングス株式会社	2,563,616	25.63
三輪 亮治	1,200,911	12.00
伊藤忠商事株式会社	1,000,000	10.00
三輪 幸太郎	609,704	6.09
三輪 信昭	376,669	3.76
カネ美食品共栄会	322,170	3.22
株式会社昭和	228,604	2.28
株式会社トーカン	208,494	2.08
テーブルマーク株式会社	207,636	2.07
カネ美食品社員持株会	139,084	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3月

業種 小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 15名

定款上の取締役の任期 1年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 6名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
松岡 正明	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松岡 正明	○	—	公認会計士として専門知識と数多くの新規公開業務に携われた経験を有しており、独立性及び専門性を備えた幅広い見識を当社の経営に反映して頂けると判断したためであります。また、松岡正明氏と当社の関係から、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、また経営の監視において経営陣からの独立性が十分に確保できると判断したため、同氏を独立役員に指定致しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無 なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門の連携状況につきましては、内部監査室長から監査役への内部監査の報告を含め、監査役が必要に応じて内部監査に立会い、被監査部門へのヒアリングを実施するなど、連携して監査の実効性の強化に努めております。また、内部統制に関する情報及び意見等の交換を適時行っており、内部統制の情報の共有化を図っております。また会計監査人と監査役及び内部監査室は、会計監査、内部統制監査の監査方針や期中に発生した問題点についての情報交換の場を適時設けており、監査の効率性及び実効性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 郁雄	他の会社の出身者							△		△				
浜屋 義幸	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 郁雄		鈴木郁雄氏は平成14年5月から平成19年2月まで、関係会社であるユニ株式会社取締役会長でした。	豊富な経営経験と専門的な知識を有しており、企業経営に関するコンプライアンスの見地からの業務監査が実施されることを期待し、当社から就任を依頼しております。 なお鈴木郁雄氏は、関係会社でありますユニ株式会社の出身であります。当社とユニ株式会社との取引は、定型的な企業間取引であり、同氏個人が直接利害関係を有するものではありません。
浜屋 義幸	○	—	豊富な経営経験と専門的な知識を有しており、企業経営に関するコンプライアンスの見地から、業務監査が実施されることを期待し、当社から就任を依頼しております。 また、浜屋義幸氏と当社との関係から、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、また経営の監視において経営陣からの独立性が十分に確保できると判断したため、同氏を独立役員に指定致しました。

#### 【独立役員関係】

独立役員の数 2名

#### その他独立役員に関する事項

—

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 業績連動型報酬制度の導入  
 施策の実施状況

#### 該当項目に関する補足説明

役員の内任中の処遇に重きをおき、企業業績・成果を反映した役員報酬とするため、平成18年6月22日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって、取締役・監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止いたしました。また、役員賞与を業績に応じて支給するなど、報酬を業績連動型とすることにより、業績に責任を持つ経営に注力してまいります。

ストックオプションの付与対象者

#### 該当項目に関する補足説明

—

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明

- ・取締役を支払った報酬等の総額(社外取締役を除く。) 124,970千円  
 報酬等の種類別の総額 基本報酬 103,770千円 賞与 21,200千円 退職慰労金 — 千円  
 対象となる役員の員数 6人
- ・監査役を支払った報酬等の総額(社外監査役を除く。) 29,820千円  
 報酬等の種類別の総額 基本報酬 24,720千円 賞与 5,100千円 退職慰労金 — 千円  
 対象となる役員の員数 2人
- ・社外役員を支払った報酬等の総額 5,800千円  
 報酬等の種類別の総額 基本報酬 4,800千円 賞与 1,000千円 退職慰労金 — 千円  
 対象となる役員の員数 2人

報酬の額又はその算定方法の決定方 あり  
 針の有無

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、経営状況、職務内容及び社員給与とのバランス等を考慮して決定するものとしており、社員定例給与の最高額を基準とした金額を基に、役員別に定めております。  
 また、賞与については、事業年度毎の業績及び目標達成度を勘案して決定するものとしております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役へのサポート体制については、必要に応じて業務補助のためのスタッフを置くこととし、その人事は取締役と監査役が協議して行うものとしております。

#### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

##### (1) 業務執行の状況

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、法令の定める監査役の員数を欠くことに備え補欠監査役を1名選任しております。取締役会は、当社取締役5名と社外取締役1名並びに当社常勤監査役1名と社外監査役2名で構成されております。

業務執行及び経営の監視については、毎月の定例及び臨時取締役会において、経営に関する重要事項の決定並びに業務執行状況の監視を行っております。

また、各部門の責任者と取締役、監査役、内部監査室長が出席する部門長会議を毎月1回定期的に開催し、各部門の計画に対する進捗状況等、状況の把握を適宜行っております。

##### (2) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査実施のため、内部監査室を設け、内部監査室長の指示のもと、各部門の業務監査を実施し、監査結果の報告を社長及び監査役に行っております。内部監査室の人員は3名ですが、必要のある場合は、内部監査室長の上申により、社長が内部監査室以外の者を任命して内部監査に協力させることができるものとしております。

監査役監査については、監査役が取締役会に出席するほか、その他重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況の監視を行っております。また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に説明を求めています。

内部監査室と監査役の連携状況については、内部監査室長から監査役への内部監査の報告等を含め、監査役が必要に応じて内部監査に立ち会い、被監査部門へのヒアリングを実施するなど、連携して監査の実効性の強化に努めております。また、内部統制に関する情報及び意見等の交換を適時行っており、内部統制上の情報の共有化を図っております。

### (3) 会計監査の状況

有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、監査契約に基づく会計監査を受けております。会計監査人と監査役及び内部監査室は、会計監査、内部統制監査の監査方針や期中に発生した問題点についての情報交換の場を適時設けており、監査の効率性及び実効性の向上を図っております。

会計監査業務を執行した公認会計士及び会計監査業務に係る補助者の構成については、以下のとおりであります。

- ・会計監査業務を執行した公認会計士
  - 指定有限責任社員 業務執行社員 水上圭祐
  - 指定有限責任社員 業務執行社員 浅井明紀子
- ・会計監査業務に係る補助者の構成
  - 公認会計士 10名、その他 13名

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

### (4) 現状のガバナンス体制を採用している理由

当社は、経営環境の変化に対し、迅速な対応ができるよう事業部制を採っており、いわゆる現場主義によって企業価値の向上を図っております。そのため、各事業に関する知見を備えた業務執行取締役が業務を執行するとともに監査役が職務執行状況の監査を行う監査役制度を採用することが、当社の現状においては、経営の質を高めることにより繋がると判断しており、現状の体制で経営に対する牽制機能も十分に有しているものと認識しております。

### (5) 社外役員の独立性に関する基準

社外取締役又は監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準は、以下のいずれにも該当しない場合としております。

- イ. 当社及び当社の関係会社(以下、当社グループという。)の業務執行者(取締役、執行役員、使用人等の業務を執行する者)
- ロ. 当社グループの連結売上高5%以上を占める主要な取引先又はその業務執行者
- ハ. 当社の総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
- ニ. 当社グループが総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有している者の業務執行者
- ホ. 当社グループから役員報酬以外に年間5百万円以上の報酬を受領している弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門的な役務の提供者
- ヘ. 過去3年間において、上記イからホまでに該当していた者

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

##### 補足説明

集中日を回避した株主総会の設定      株主総会へ幅広い株主に参加していただくため、集中日を回避しております。

#### 2. IRに関する活動状況

##### 補足説明

代表者自身  
による説明  
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催      代表者の視点による業績評価、経営戦略等について、アナリスト・機関投資家へ向けて代表者自ら報告する決算説明会を年2回開催しております。      あり

IR資料のホームページ掲載      重要な会社情報の他、決算短信、プレスリリースを掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置      総務部を主管部署としております。

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

##### 補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定      お客様、取引先、株主、従業員等を含む幅広い社会との健全で良好な関係維持に努めることを目的とし、企業行動憲章を定めております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの基本方針は、以下のとおりであります。

この基本方針に基づき、内部統制の整備・構築を図り、コーポレート・ガバナンスの推進に努めてまいります。

#### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役、使用人の企業倫理意識の向上、コンプライアンスのため「企業行動憲章」を定め、研修を実施、実行化する。
- (2) コンプライアンスの観点から取締役および使用人を対象とした「内部通報制度」を設置し、これに反する行為等を早期に発見し、是正に努める。
- (3) コンプライアンスの徹底を図るため、総務部において継続的に研修等を実施し、指導を行う。
- (4) 重要な法務問題およびコンプライアンスに関する事項については、顧問弁護士等の専門家と適宜協議し、指導を受けることとする。
- (5) 反社会的勢力による不当要求に対し、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法律で作成・保管を義務づけられている文書、会社の重要な意思決定、重要な業務執行に関する文書等について、法令・社内規程に基づくそれぞれの保存年限に従って保存・管理する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理等に関し、個々のリスク(経営戦略面、業務運営面、環境面、安全・衛生面、災害面等のリスク)の責任部署において規則・ガイドライン等を制定し、研修を実施する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (2) 取締役会の機能をより強化し、経営効率を強化するため、社長以下役員取締役等のメンバーが出席する連絡会を適時開催する。

#### 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の独立性ならびに実効性に関する事項

- (1) 必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が協議して行う。
- (2) 監査役の要請に基づいて監査役スタッフを配置する場合、監査役スタッフは当然、取締役から独立し、専ら監査役の指示命令に従うものとする。

#### 6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制および報告した事を理由として不利な取り扱いを受けない事を確保するための体制

- (1) 取締役および使用人は、監査役(会)に対して、法令の規定事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス違反行為に関する報告、連絡、相談等の状況を速やかに報告する。
- (2) 監査役に報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。

#### 7. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

#### 8. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役全員が取締役会に出席するほか、常勤監査役は、社長以下役員取締役等のメンバーが出席する連絡会、その他重要会議に出席し、取締役の職務執行に対し厳格な監督を行い、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。
- (2) 監査役は、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

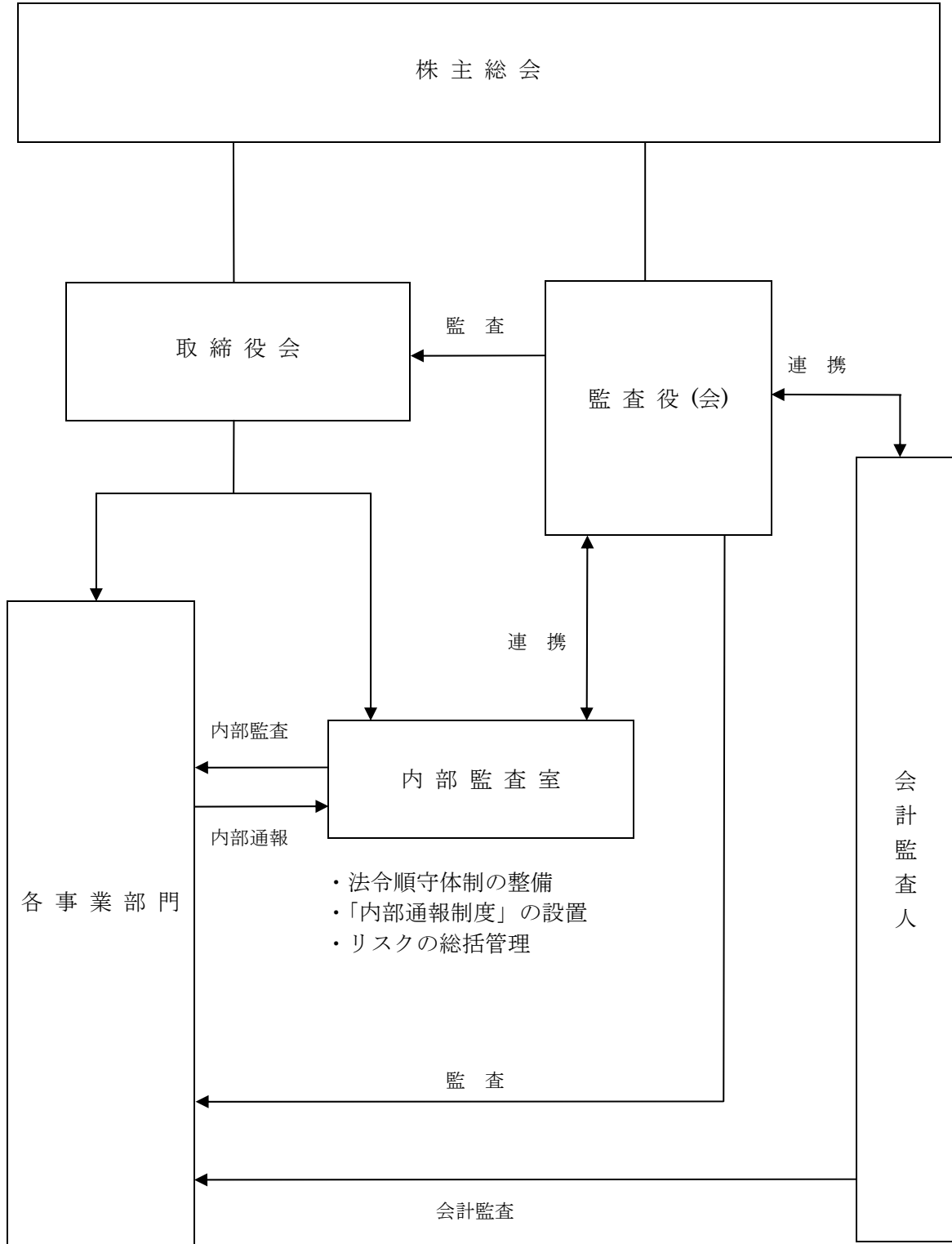
当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的な活動、勢力との一切の関係を排除し、また、当該勢力からの不当な要求等には毅然とした態度で臨むことを基本方針としており、カネ美食品企業行動憲章の行動規範、行動指針においてその旨を定めております。

また整備状況については、対応統括部署を総務部とし、所轄警察、顧問弁護士、県企業防衛対策協議会等の外部の専門機関と綿密な連携関係を取り、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止する体制を整えております。





模式図



【適時開示体制の概要】

